



長野県報

4月1日(月)
平成25年
(2013年)
第2458号

目次

規則

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(ものづくり振興課)	8
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課)	8

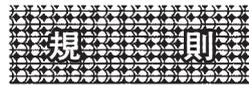
告示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)	9
行政書士法に基づく指定試験機関の名称の変更の届出(市町村課)	9
地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(市町村課)	9
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	10
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸畜産課)	10
基本測量の終了(建設政策課)	10
公共測量の終了(5件)(建設政策課)	10
都市計画事業の認可(2件)(都市計画課)	11
宅地建物取引業法に基づく指定試験機関の名称の変更の届出(建築指導課)	11
学校教育法施行令に基づく指定技能教育施設の連携科目等の追加指定(4件)(高校教育課)	12
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	13
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	13
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	24
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	25
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	26
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会)	27

公告

一般競争入札(消防課)	27
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	28
一般競争入札(水大気環境課)	29
長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定(建築指導課)	29
一般競争入札(2件)(企業局)	30

正誤(水大気環境課)	31
(文化財・生涯学習課)	31



創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第40号

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則

第1条中「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

第3条第2号を削り、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 事業税課税免除計算書（様式第4号）

第4条中「様式第3号）に」の次に「事業税課税免除計算書（様式第4号）その他」を加える。

第5条の見出し中「中小法人」を「法人」に改め、同条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第1号中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第2号のアを削り、同号のイ中「条例」を「雇用した身体障害者等が条例」に、「労働者の数が1人以上である」を「知事が定める要件を満たす」に改め、同号のイを同号のアとし、その次に次のように加える。

イ 雇用する身体障害者等の数が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定に違反していないことを証する書類

第5条第3号中「の母」を「の母又は父子家庭の父」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

様式第1号及び様式第2号中「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

様式第3号中

「 創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例第2条（第3条）の規定により、下記のとおり事業税の課税免除をしてください。」

を
「 創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例第2条（第3条）の規定により、下記のとおり事業税の課税免除をしてください。
なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものではないことを誓約します。」

に改める。

様式第5号を削る。

様式第4号中

「 創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税をしてください。」

を
「 創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税をしてください。
なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものではないことを誓約します。」

に改め、同様式の別紙を次のように改める。

(別紙)

身体障害者等を雇用した場合	常時雇用労働者の総数	月	月	月	月	月	月	/
		人	人	人	人	人	人	
	月	月	月	月	月	月	月末	
	人	人	人	人	人	人	人	
新たに雇用した身体障害者等の数		月	月	月	月	月	月	/
		人	人	人	人	人	人	
	月	月	月	月	月	月	月末	
	人	人	人	人	人	人	人	
母子家庭の母又は父子家庭の父を雇用した場合	新たに雇用した母子家庭の母又は父子家庭の父の数	月	月	月	月	月	月	/
		人	人	人	人	人	人	
	月	月	月	月	月	月	月末	
	人	人	人	人	人	人	人	
備 考								

- (注) 1 「常時雇用労働者の総数」欄は、雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除く。）で国内に勤務する常時雇用労働者の総数について、申請に係る事業年度又は年における各月末の人数及び期末現在の人数を記入してください。
- 2 「新たに雇用した身体障害者等の数」欄及び「新たに雇用した母子家庭の母又は父子家庭の父の数」欄は、雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を含む。）で県内の事務所又は事業所に勤務するものの数について、申請に係る事業年度又は年における各月末の人数及び期末現在の人数を記入してください。

様式第4号を様式第5号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第6号)(第5条関係)

事業税不均一課税計算書						
氏名						
法人						
申請に係る事業年度又は年		年 月 日 から 年 月 日 まで				
個人の場合		課税標準額 (円) ①	税率 /100 ②	不均一課税 適用前の税 額(円) ①×②	1/2の税率 ②×1/2 ③	不均一課税を 適用して計算 した金額(円) ①×③
				(7)		(1)
法人 の 場 合	所得区分	課税標準額 (円) ①	税率 /100 ②	不均一課税 適用前の税 額(円) ①×②	1/2の税率 ②×1/2 ③	不均一課税を 適用して計算 した金額(円) ①×③
	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	軽減税率不適用法人					
合	計			(7)		(1)
不均一課税適用前の税額 (7)		円				
不均一課税を適用して計算した金額 (1)		円				
(7)の額 - (1)の額 (ウ)		円				
不均一課税による控除額の上限 (イ)		円				
納付すべき税額 (ウ) ≤ (イ)の場合 (1) (ウ) > (イ)の場合 (7) - (イ)		円				
備考						

(注) 「不均一課税による控除額の上限 (イ)」欄は、30万円(条例第4条第1項の表に掲げる要件のいずれにも該当する場合は60万円)を記入すること。

様式第3号の次に次の様式を加える。

(様式第4号)(第3条、第4条関係)

事業税課税免除計算書

法人名					
申請に係る事業年度					
年月日から 年月日まで					
所得区分	課税標準額 (円) ①	免除 する 割合 ②	免除の対象と なる課税標準 額(円) ①×② ③	税率 ④	免除の対象と なる税額(円) ③×④
年 万円以下の金額					
年 万円を超え 万円以下の金額					
年 万円を超える金額					
計					⑤
課税免除適用前の税額 ⑥					円
納付すべき税額 ⑥-⑤					円
備考					

(注) 「免除する割合」欄には、次のとおり記入してください。なお、「創業等の日等」とは、条例第2条第3項第1号又は第3条第1項に規定する創業等の日又は設立の日をいいます。

課税免除を受けようとする事業年度	割合
創業等の日等から起算して3年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度	3分の3
創業等の日等から起算して4年を経過する日の属する事業年度	3分の2
創業等の日等から起算して5年を経過する日の属する事業年度	3分の1

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

様式第3号を次のように改める。

(様式第3号)

事業税不均一課税計算書

氏 名 法 人 名						
申請に係る事業年度又は年		年 月 日 から 年 月 日 まで				
個 人 の 場 合		課税標準額 (円) ①	税率 /100 ②	不均一課税 適用前の税 額 (円) ①×②	1/2 の税率 ②×1/2 ③	不均一課税を 適用して計算 した金額 (円) ①×③
				(ア)		(イ)
法 人 の 場 合	所 得 区 分	課税標準額 (円) ①	税率 /100 ②	不均一課税 適用前の税 額 (円) ①×②	1/2 の税率 ②×1/2 ③	不均一課税を 適用して計算 した金額 (円) ①×③
	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	軽減税率不適用法人					
	計			(ア)		(イ)
不均一課税適用前の税額 (ア)						円
不均一課税を適用して計算した金額 (イ)						円
(ア) の 額 - (イ) の 額 (ウ)						円
不均一課税による控除額の上限 (エ)						円
納 付 す べ き 税 額						円
(ウ) ≤ (エ) の 場 合 (イ)						
(ウ) > (エ) の 場 合 (ア) - (エ)						
備 考						

(注) 「不均一課税による控除額の上限 (エ)」欄は、10万円(特例条例第4条第1項の表に掲げる要件のいずれかに該当する場合は40万円とし、同表に掲げる要件のいずれにも該当する場合は70万円とする。)を記入してください。

税 務 課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第41号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

「	イ	線接合によるもの	”	3,600	」
---	---	----------	---	-------	---

を

「	イ	線接合によるもの	”	3,600	」
	(2)	ねじり試験	”	2,900	」

に、

「	オ	組込み機器動作試験	1件(入力パターンの組合せ1,000件までごとに1件とする。)	8,000	」
---	---	-----------	---------------------------------	-------	---

を

「	オ	組込み機器動作試験			」
	(7)	動画像解析によるもの	”	4,000	
	(4)	信号解析によるもの	”	4,700	

に、

「	1	件	10,000	」を
---	---	---	--------	----

「	”	10,000	」に、	「	7,400	」を
---	---	--------	-----	---	-------	----

「	8,000	」に改め、同表の食品の項中
---	-------	---------------

「	(6)	その他の試験	”	12,000円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	」
---	-----	--------	---	--------------------------------	---

を

「	(6)	真空凍結乾燥試験	1件(24時間までごとに1件とする。)	27,000	」
	(7)	その他の試験	1件	12,000円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	」

に改め、同表の備考の8中「5,000円」を「5,500円」に改め、同備考の13を同備考の14とし、同備考の10から12までを同備考の11から13までとし、同備考の9の次に次のように加える。

10 食品の項の5の(6)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、25,000円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ものづくり振興課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年4月1日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道117号の項を次のように改める。

一般国道117号	県道三才大豆島中御所線との交差点から一般国道18号との交差点(長野市青木島町大字大塚字久新河原1042番の1地先)まで
	一般国道18号との交差点(長野市豊野町蟹沢97番1地先)から県道中野豊野線との交差点まで

別表第3の一般国道153号の項中「下伊那郡松川町と上伊那郡中川村との境界」を「一般国道153号(バイパス)との交差点(駒ヶ根市赤穂12627番2地先)」に、

「	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線との交差点から一般国道20号との交差点まで	」
---	----------------------------------	---

を

「	一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂12627番2地先)から一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂14686番9地先)まで(バイパス)	」
---	--	---

「	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線との交差点から一般国道20号との交差点まで	」
---	----------------------------------	---

に改め、同表の県道塩尻鍋割穂高線の項の次に次のように加える。

県道中野豊野線	高速自動車国道関越自動車道上越線信州中野インターチェンジから一般国道117号との交差点まで
---------	---

別表第3の県道松本環状高家線の項中「松本市大字神林南荒井2722番9地先」を「松本市大字神林2758番1地先」に改め、同表の県道伊那インター線の項中「県道伊那箕輪線」を「一般国道153号」に改め、同表の松本市道5267号線の項中「松本市大字芳川村井町34番10地先」を「松本市大字笹賀7600番7地先」に改める。

附 則

(施行期日)

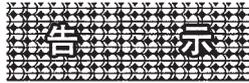
1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に一般国道117号(一般国道18号との交差点(長野市豊野町蟹沢97番1地先)から県道中野豊野線との交差点までの区間に限る。)、一般国道153号(下伊那郡松川町と上伊那郡中川村との境界から一般国道153号(バイパス)との交差点(駒ヶ根市赤穂12627番2地先)までの区間及び一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂12627番2地先)から一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂14686番9地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、県道中野豊野線、県道松本環状高家線(松本市大字神林南荒井2722番9地先から松本市大字神林2758番1地先までの区間に限る。)、県道伊那インター線(県道伊那箕輪線との交差点から一般国道153号との交差点までの区間に限る。))又は松本市道

5267号線(県道松本環状高家線との交差点(松本市大字芳川村井町34番10地先)から県道松本環状高家線との交差点(松本市大字笹賀7600番7地先)までの区間に限る。)を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第222号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
旭興業株式会社	長野県長野市三輪6丁目26-28	平成25年3月25日

税務課

長野県告示第223号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出がありました。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の名称
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 3 変更しようとする年月日
平成25年4月1日

市町村課

長野県告示第224号

地域発元気づくり支援金交付要綱(平成19年長野県告示第234号)の一部を次のとおり改正します。

平成25年4月1日

長野県知事 阿部守一

第4第1項中「次に掲げる経費及び特定財源の額」を「市町村等においては第1号に掲げる経費及び第2号に掲げる特定財源の額を、公共的団体等においては第1号に掲げる経費」に改め、同項第2号のイ中「及び」を「補助金及び」に改める。

第5を次のように改める。

(支援金の交付額)

第5 支援金の交付額は、次のとおりとする。ただし、公共的団体等の事業で交付対象経費に特定財源を充当するものに対する支援金の交付額は、当該交付対象経費から当該充当する特定財源を控除した額を超えないものとする。

事業	交付対象者	交付額	
1 施設の整備その他別に定める事業	(1) 別に定める県全域で重点的に推進する事項に該当する事業	市町村等公共的団体等	交付対象経費の3分の2以内の額
	(2) (1)以外の事業	市町村等	交付対象経費の2分の1以内(支援金の交付を受けようとする年度の当初における財政力指数(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)第2条第1項に規定する財政力指数をいう。)が県平均以下の市町村は、3分の2以内)の額
2 1以外の事業	(1) 別に定める県全域で重点的に推進する事項に該当する事業	市町村等公共的団体等	交付対象経費の5分の4以内の額
	(2) (1)以外の事業	市町村等公共的団体等	交付対象経費の4分の3以内の額

2 前項の規定により計算した額が30万円を下回るときは、支援金を交付しない。ただし、支援金の交付の決定後に入札、見積り又は請求による契約額の確定に基づく減額その他やむを得ない事由により30万円を下回ることとなる場合で、地方事務所に申請しその承認を受けたときは、この限りでない。

第6第6項後段を削る。

第8第1号中「変更」を「変更(第5第2項ただし書の規定による申請に係るものを除く。次号において同じ。)」に改め、第8に次の1号を加える。

(9) 事業により整備した施設及び設備並びに取得した備品その他の物品には、別に定めるところにより、支援金の交付された年度及びその交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。

第9中「第8第1号」を「第5第2項ただし書及び第8第1号」に改める。

第16を次のように改める。

(書類の提出等)

第16 規則及びこの要綱により提出する書類は、1部とする。ただし、第6第2項に規定する公共的団体等の事業計画書は、正副2部とする。

2 前項の書類(同項ただし書の書類を除く。)は、所轄地方事務所長の提出するものとする。

市町村課